

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、インボイス制度の不安を払拭する支援制度について、地域振興について、この2つの視点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この2点は、市民の方々から相談を受けた際に出た話であり、また意見交換をさせていただいたときの市民の声であります。前回も同じことをお伝えさせていただきましたが、今までの私の一般質問は、全て市民の方からの声であり、市長、行政に聞いていただきたい、これらの施策、対策支援に積極的に取り組んでいただきたい、安心・安全なまちづくりの発展に努めていただきたいという訴え、それが今私の現状の一般質問であります。

これらのことを今後改善や取組につなげ、より市民の住民サービスの向上に向かうものと考えておりますので、この2点に関して、誠意のあるご答弁をしていただきたいと思っております。

それでは、1点目として、インボイス制度の不安を払拭する支援対策について、3点お伺いします。

今日の世界情勢不安や原材料費等及び燃料費等の高騰により、物価価格に影響を及ぼす社会は、2019年10月に消費税が10%に増税されたことで、景気の低迷はより続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中小企業事業者の売上げをさらに落ち込ませ、深刻さを増大させているのが現状だと言われております。

そんな中、2023年10月1日から、消費税のインボイス制度が実施されます。この制度に関して、本市の方々から不安、混乱が生じていると訴えられており、これは全国的に同様なことも起こっているのも事実であります。現に、この制度に対して、9月29日、政府へ導入反対を求める54万人分の署名が入ったUSBを総理の秘書官に手渡しているそうです。

これらを踏まえて質問を進めていきますと、インボイス、適格請求等保存方式とは、税務署が発行する登録番号を記載した取引伝票のことで、複数税率の軽減税率が8%、標準税率10%を税率ごとに金額に記載するものです。この伝票を基に、消費税の納税額を算出する仕組みをインボイス制度といいます。

2023年9月30日まで、課税売上げが1,000万円以下で、消費税の納税が免除され

ている免税事業者から、課税事業者が仕入れをしても、仕入れ税額控除ができますが、このインボイス制度が始まりますと、適格方式に変更され、仕入れや経費を支払う相手からインボイスがもらえない場合、売上げにかかる消費税からも差し引くことができなくなり、課税事業者として、消費額の納税額は増えています。

そこで問題が指摘されているのが、課税事業者が免税事業者からの仕入れを終了する場合や、また免税事業者を取引から排除されるおそれなど、これ以上にも価格の単価の引下げや、課税事業者になるよう要求され、消費税の納入が必要になるなど、免税事業者は廃業の危機に追いやられるのではないかとされています。まだまだ大変なことが山積であります、この制度に対して幅広い業界から反対の声が広がる中、時限的軽減措置や緩和措置などがあるのも事実です。

これらを鑑みて、質問ですが、市民の方々から不安や混乱している状況に対して、本市ではどのようにインボイス制度を認識しているのか、お答えください。

2点目として、1,000万円以上の免税者はどのくらい本市にいるのか、お答えください。

そして、3点目としまして、インボイス制度の影響は中小企業にとどまらず、個人事業主として、大工の一人親方、ホステス、ヤクルトの配達員、個人タクシー、電気・ガス検針員など、フリーランスも対象であります。また、この影響は自治体にも大きく関わる問題であります。あらゆる分野で取引を行っているからです。これらに関して多くの方々が、今後の取引等で不安や混乱にさいなまれる現状に、市として相談窓口の設置が必要と考えますが、どうかお答えください。

この3点についてお答えしてください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、インボイス制度の不安を払拭する支援対策についての1点目、インボイス制度をどのように認識しているのかについて、お答えいたします。

インボイス制度とは、正式名称を適格請求書等保存方式といい、複数税率に対応した仕入れ税額控除の方式で、適正な課税を確保するため導入された制度と認識しております。

令和5年10月1日から開始され、買手が仕入れ税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売り手から受け取ったインボイス、適格請求書などの保存が必要となります。

次に２点目、１,０００万円以下の免税事業者はどのぐらいいるのかについてですが、申告先が税務署となるため、実数としては把握してございません。

なお、岩出市商工会を通じて、令和４年度分の所得税申告した１５０事業者のうち、１,０００万円以下の免税事業者は１３０事業者であります。また、インボイス登録を行った事業者数は５０件となります。

次に３点目、相談窓口の設置が必要だと思うが、どうかについてですが、先ほどもお答えしましたが、申告先は税務署でありますので、国税庁が設置したコールセンターや粉河税務署の窓口で相談を受け付けています。また、事業者向けに、粉河税務署及び粉河納税協会が共催でインボイス制度の説明会を実施しています。さらに、岩出市商工会においても、８月及び９月にセミナーを開催しているところでございます。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。２点についてです。

それでは、質問ですが、答弁で述べられました１点目として、粉河税務署が実施している説明会は現在も行われているのか。２点目としまして、答弁で申告先は税務署でありますとのこと、また国税のコールセンターや粉河税務署の窓口で相談を受け付けているとのこと。例えば、市役所に相談に来られた方々に案内だけを伝えて、電話か粉河税務署に行っていただくのか、これはあまりにも事業者支援に努めていくようには思われませんが、そこで最後の質問です。

本市独自の支援対策等について考えはあるのか、お答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

粉河税務署が実施している説明会についてですが、粉河税務署に確認したところ、１０月以降も毎月２回程度の説明会を実施すると聞いてございます。内容につきましては、インボイス制度説明会と登録要否相談会となると聞いてございます。

次に、岩出市独自の支援対策についてですが、岩出市独自の支援はありませんが、税務署のインボイス制度説明会の開催日程を随時広報に掲載し、相談窓口へとつないでいます。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長　これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員　それでは、次に地域振興について、2点お伺いします。

地域振興とは、それぞれの地域の特色を生かしながら、人が住み、働き、学び、遊ぶといった暮らしの総合的な環境を整え、地域の活力を引き出し、またつくり出していくことであり、多様な主体の参画と協議により、個性豊かで誇りの持てる魅力ある地域づくりを進めていくことを目的としています。

地域振興を進めるに当たって、その基本的な方向を示すとして、国においては、国土形成計画が策定されており、県においては総合計画、市町村において振興計画等が策定されているところでもあります。これは地域振興を進めなければならない1つの事例として、今日、感染拡大で猛威を振るった新型コロナウイルスですが、5類に移行し、行動制限も緩和されている中、これに伴い、人口移動が都市集中へ戻りつつあるようです。地方移住や地元ワークなどによって、少しずつ人口が増えていった地方都市ですが、このままではコロナ禍以前の状態に戻る可能性もあるとのこと、そういった地方都市が抱える問題を解決するために、各自治体は地域振興を進めなければならないし、実行している自治体もあります。

現在、和歌山県は、本年4月1日から組織体制の改正を行っています。岸本知事の方針である各振興局の機能強化で、地域振興施策を統括し、魅力ある地域づくりなどを推進する部長級の地域振興監を企画部に新設されております。

そんな中で、先日、本市の市民と意見交換した際、地域振興についての話の中で印象深かったことがあります。コロナ禍で行動制限があり、不安と退屈で仕方がなかったよ。もっと楽しくて、わくわくできる岩出市であってほしいよね。また、和歌山県知事も、岸本知事になって、地域活性化で県内の市町村とも連携をして、魅力ある地域づくりを進めていくと言っていたからねとか、本市の観光って何、また本市にはインバウンド、海外の方々が訪れてくる旅行のことの恩恵はないよねなどといった内容で、これらは地域振興で考察していかなければならないことではないのでしょうか。

今回、これらの意見で観光について調べてみると、和歌山県商工観光労働部観光局の令和4年度観光客動態調査報告書によれば、令和4年度の和歌山県全体の観光客数は2,913万8,360名であり、本市への観光で訪れた総数は、令和4年度138万4,356名であります。その内訳は、本市への宿泊客は1万9,171名で、そのうち海外

の方が211名、また日帰りは136万5,185名となっています。

これらのことで、また他の自治体では、県、市、民間、大学と連携して、大いなる成果を出して注目されているところもあると聞いています。これらを踏まえて、今後どのように反映させて取り組んでいかれるのでしょうか。

ここで質問ですが、今まで、県と連携した地域振興についてお答えください。

2点目として、今後、県と連携した地域振興の新しい考えはあるのかについて、お答えください。

この2点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の2番目、地域振興についての1点目、今まで県と連携した地域振興は、についてお答えいたします。

観光分野における県と連携した地域振興についてですが、根来寺周辺の観光拠点となる旧和歌山県議会議事堂「一乗閣」や根来寺遺跡展示施設の整備がございませう。また、広域協議会では、和みわかやまキャンペーン推進協議会、根来街道グリーンツーリズム振興協議会、紀の川エリア観光サイクリング推進協議会、葛城修験日本遺産活用推進協議会などを通じて、本市への観光客の誘客や県内外への魅力の発信を行っています。

○田中議長 理事。

○川端理事 尾和議員ご質問の2番目の2点目、今後の県と連携した地域振興の考え方についてお答えいたします。

急激な高齢化や人口減少、一方で、社会のデジタル化の進展等、地域を取り巻く社会情勢は大きく変化しつつあります。こうした変化の中にあつて、最前線である市町村とともに、地域振興政策を強力に推進するとの県の方針は、市にとつても歓迎すべきものと考えます。

県は地域振興の現場である振興局を活性化することが大変重要であるとしており、来年度に向けて、振興局活性化のための必要な施策や組織の見直し等を検討を行っているところであると聞いております。市といたしましては、その結果も踏まえ、県と協力しながら地域の活性化に努めてまいりたいと思つております。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。

最後に、もし市民から要望があった場合、今以上に市民の意見、企業の意見、各種団体の意見など、今後、地域振興を考える場として、タウンミーティングのような県、市、企業、民間、各種団体、大学等を交えた意見交換会の場を大々的に開催する考えはあるのか、お答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。
理事。

○川端理事 尾和議員の再質問にお答えいたします。

市では、現状でも市政懇談会等を通じて、市民の皆さんのご意見を聴取いたしまして、必要に応じて、県等にお伝えしているところでありますけれども、今回の話であれば、県では各振興局が主体となって、地域課題に取り組むことを想定しております。その際には、市町村、地域住民、民間事業者等と構成する組織の立ち上げ等も検討しているようであります。そういう点も踏まえて、その状況を見てまいりたいと思っております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。